

農業者の皆様へ

農地の貸し借りをする際は

農地バンクを利用しましょう！

◆農地の貸し借りについて

現在、多くの方が農用地利用権設定または個人間での契約等で農地の貸し借りをを行っています。

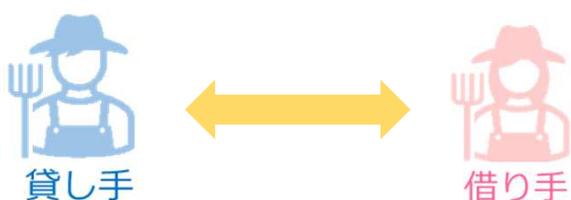
農用地利用権設定のように農業委員会へ届出せず個人間で契約をしている場合、農地が相続された場合に相続人と借受人の関係性がなくなってしまうことによるトラブルが発生する場合があります。

そのため、農地の貸し借りをする場合はトラブル発生防止のためにも、「公的な機関を介した契約」を結びましょう！

◆利用権設定について

農業委員会へ届出を行う農地の貸し借りをを行うにあたり多く利用されている「農用地利用権設定」は、令和5年4月の法改正により利用ができなくなり、今後は「農地バンク（農地中間管理事業）」へ移行することとなりました。

【 利用権設定 】



【 農地バンク 】



◆農地バンク（農地中間管理事業）について

農地バンクとは、農地の貸し借りをを行う際に契約の仲介を行う機関です。

また、農地バンクでは自作農地であっても自身に貸し付けることが可能なので制度を利用することで一部を除き以下のメリットを受けることができます。

※パンフレット等で農地の借受を行うとの記載がありますが、耕作者が未定の農地の借受は現在行っておりません。

農地バンク活用には ＼各種メリットがあります！／



貸し手のメリット

- 賃料は農地バンクから確実に振り込まれる
- 貸した農地は、貸付期間終了後、返却されるので安心
- 農地バンクに貸し付けた農地について、税制優遇が受けられる

借り手のメリット

- 農地を長期間、安定的に借受できる
- 複数所有者から農地を借りる場合であっても、賃料支払や契約事務について、農地バンクが契約を一本にまとめてくれる
- 貸し手の相続時の対応は、農地バンクが行ってくれる

貸し手・借り手共通のメリット

- 現在、耕作を行っている者が耕作を継続できなくなった場合に農地バンクが新たな耕作者をお探しいたします！！

◆農地バンクの利用方法について

農地バンクの申出書等の作成及び必要書類の取得は幸手市農業振興課にて行います。

手続きの詳細・ご相談は下記までお願いします。

お問い合わせ先

幸手市役所 建設経済部 農業振興課
TEL0480-43-1111（内線532.533）